

平成 2 0 年 第 1 回  
箕面市教育委員会臨時会会議録

箕面市教育委員会

平成20年第1回  
箕面市教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 平成20年9月12日(金) 午後3時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員 長 職務 代理 者 白 石 裕 君

1. 付議案件説明者

教育長職務代理者	
教 育 次 長	重 松 剛 君
教 育 推 進 部 長	森 田 雅 彦 君
子 ども 部 長	奥 山 勉 君
生 涯 学 習 部 長	井 上 隆 志 君
教 育 推 進 部 総 務 次 長 兼 次 長 (教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当)	稲 野 公 一 君
兼 教 育 政 策 課 長	
子 ども 部 総 務 次 長 兼 次 長 兼 子 ども 家 庭 相 談 室 長	中 村 信 隆 君
兼 子 ども 家 庭 相 談 室 課 長	
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	黒 田 正 記 君
学 校 管 理 課 長	岩 永 幸 博 君
子 ども 政 策 課 長	森 本 博 一 君
子 ども 支 援 課 長	水 野 賢 治 君
生 涯 学 習 課 長	小 西 敏 広 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 担 当 主 査	高 橋 勝 代 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 3 箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 4 箕面市奨学生選考委員会委員の解職及び任命の件
- 日程第 5 箕面市社会教育の解職及び委嘱の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会所管に係る平成20年度箕面市一般補正予算(第2号)の件

(午後3時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成20年第1回箕面市教育委員会臨時会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は2名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第50号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(稲野公一君) : 本件は、病気休暇や分限休職を断続的に続けていた職員について、主治医から長期療養を要する旨の診断書が提出されたため、来る9月17日から地方公務員法第28条第2項第1号の規定による分限休職処分を発令するため、提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、議案第50号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第3、議案第51号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長（水野賢治君）：本件は、萱野小学童保育室の移設拡張に伴い、定員を現行の40名から70名に改定するため、本規則の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありますか。

委員（白石裕君）：大幅な増員ですが、それだけ需要が多いということですか。現在どれだけの人がいるから、どれだけ見込まれるかという点については、どうですか。

子ども支援課長（水野賢治君）：定員40名に対し、現在60名の児童が在籍しています。今回、保育室を2倍の広さに拡張しましたが、1人当たり1.65平方メートルを確保しなさいと、国のガイドラインにありますので、今回の2教室分の広さで計算すると、76名ほどの人数になることから、よって、定員を70名にしました。

委員長（小川修一君）：人数の推移はどのようになっていますか。

子ども支援課長（水野賢治君）：平成19年度は53名前後でした。平成20年度は60名となり、わずかですが増えています。何年に40名になったかの資料は今持ち合わせていませんが、以前から、萱野小学校については、定員オーバーの状態が続いていましたので、学校にお願いしていました。今回、ようやく工事ができましたので、規則の改正をお願いしました。

委員長（小川修一君）：将来の予測はどのようなものですか。

子ども支援課長（水野賢治君）：増加人数は微増ですので、このまま60名前後を推移していくものと思っています。

委員長（小川修一君）：人数を増やした場合の施設面での対応はどのようにするのですか。

子ども支援課長（水野賢治君）：運営は箕面市社会福祉協議会に委託していますので、事前に十分に協議しています。引っ越しの際には、必要なものを事前に確保していましたので、現在でも児童には不便な点はなく運営していると思います。先日、子どもの様子を見に行きましたら、手洗い場が外にあったものが、今回、部屋の中にできたということで、喜んでくれていました。備品についても問題なく運営しています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第51号を採決

します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第4、報告第36号「箕面市奨学生選考委員会委員の解職及び任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長(岩永幸博君) : 本件は、箕面市奨学資金条例に基づく奨学生を選考するため設置している箕面市奨学生選考委員会の委員で箕面市議会の牧原議員から市議会の役員改選に伴い、去る9月11日付けで辞職願が提出されましたので、これを承認して解職するとともに、その後任として市議会から川上議員を推薦いただきましたので、9月12日付けで任命したものです。なお、委員の任命については、本来ならば、教育委員会会議においてご審議いただくところですが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第36号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第5、報告第37号「箕面市社会教育委員の解職及び委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

生涯学習課長(小西敏広君) : 本件は、箕面市の社会教育に関して審議するため設置している、箕面市社会教育委員の委員で箕面市議会の斉藤議員から市議会の役員改選に伴い、9月11日付けで辞職願が提出されましたので、これを承認して解職するとともに、その後任として、市議会から名手議員を推薦いただきましたので、社会教育法第1

5 条第 2 項、社会教育委員に関する条例第 3 条第 1 項及び箕面市社会教育委員会議規則第 2 条の規定に基づき委嘱しました。本来ならば、教育委員会会議においてご審議いただくところですが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第 6 条第 1 号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 2 項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第 37 号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第 6、報告第 38 号「箕面市教育委員会所管にかかる平成 20 年度箕面市一般会計補正予算(第 2 号)の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 本件は、大阪府の維新プログラムの実施に伴う府補助金の減額や事務事業の見直し等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成 20 年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第 6 条第 1 号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 2 項の規定により報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、質問、意見はありませんか。

委員(白石裕君) : 人権教育課で多文化共生推進事業委託金、教育センターで市町村教員研修事業費等補助金が府の委託金や補助金であったものが減額となっていますが、内容と減額に伴うマイナス面、府の委託金や補助金から削除されることで、今まで行ってきたことができなくなる心配があるのですが、これに対する対応はどうされているの

ですか。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 多文化共生推進事業については、歳出でも減額となっており、この事業は廃止となります。昨年度、大阪府からも帰国、渡日の生徒の就学保障の観点から、日本語があまり理解できない子どもたちの学習環境を補助していくため、教育サポーターを要請して、各学校で進めていこうと始まったのですが、今回の大阪府維新プログラムにより、大阪府としてはこの事業の廃止が決まりましたので、箕面市も歳入がなくなったため、歳出も併せて減額しています。従来から箕面市は、市単独の費用で日本語指導支援事業として、帰国、渡日の子どもたちの日本語指導や通訳業務を支援してきました。この事業は今までどおりありますので、実態としては、子どもたちや保護者にご不便をかけることは一切ありません。また、教員研修事業についてですが、教職員は府教育委員会の職員ですので、大阪府の教育センターでも研修がありますが、市町村にその事務がだいぶ移行されてきて、従来ですと大阪府が行っていた研修についても、箕面市の教育センターで行っています。このようなことから、府から一定の費用について負担をいただいていたが、これも大阪府維新プログラムにより、市町村で全てまかなうように、府としては市町村の研修センターで行っている研修については、費用は負担しないとなりましたので、歳入については全額減額しました。しかし、研修事業については、どの研修に対しての補助金ということではなく、研修トータルの中で府の負担をいただいていたので、教育センターの研修費を50万円減額することはできません。よって、歳出については、一切減額せずに予算額を確保していますので、研修そのものの質が落ちることは一切ありません。現状の研修を維持できるように対応しています。

委員(白石裕君) : 子ども支援課の進路選択支援事業費補助金の減額についても教えて下さい。

子ども支援課長(水野賢治君) : 同じように大阪府で事業が廃止されたため、減額しています。事業としては、進路選択についての相談事業にかかる相談員の人件費です。この事業は、市としても重要なものなので、府が廃止したからといって、市も廃止することはできませんので、市独自の予算で今までどおり変わらず相談事業を行っていきます。

委員長(小川修一君) : 教育センターの子ども自立支援スタッフ配置事業ですが、対象となる子どもはどのぐらいの人数ですか。また、ど

のような子どもが対象となるのですか。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：今回、文部科学省の事業を大阪府を經由して補助いただくものです。大阪府維新プログラムの関係でスタートが遅れていましたが、この秋から実施できることとなり、補正予算を計上しました。本来ですと、3つの小学校で、年間80回のスタッフが活用できるというのですが、年度後半からのスタートとなりましたので、6つの小学校でこの事業を活用して、回数は半分の40回ずつとして、学校に有償のボランティアとして、学生の学校支援スタッフが、課題のある子どもたちに教室に入って支援したり、場合によっては、家庭訪問したりします。学校でなかなか自立して勉強に取り組めない子どもを支援する活動のための要員です。1回、半日出務で、3000円の謝礼で、この事業に対しては、全額補助となっています。

委員長（小川修一君）：6つの小学校ですが、配置に際しての選定基準はありますか。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：各学校に希望を募って、調整後、6つの小学校に決定しました。

委員長（小川修一君）：対象の児童がいる学校はもちろん入っていないといけないですね。この事業は非常に大切だと思いますので、選定の際には、うちは配置がなかったなどの不満が出ないように、慎重に配置して欲しいと思います。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第38号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：それでは、他に白石委員から教育行政にかかると何かありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案2件、報告3件は、全て議了しました。

委員長（小川修一君）：これをもちまして、平成20年第1回箕面市教育委員会臨時会を閉会とします。



(午後 3 時 5 2 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

白石 裕